

初めに、新型コロナウイルス感染症の最前線でご健闘されている医療従事者、介護従事者の皆様へ厚く感謝を申し上げますとともに、感染拡大防止にご理解ご協力をいただいている市民の皆様に感謝申し上げます。

令和3年1月7日、政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく2度目の「緊急事態宣言」を、1都3県を対象に発令しました。

本市を含め、岩手県は緊急事態措置の対象地域とはなっておりませんが、全国的に感染拡大の勢いが収まらないことから、これまで以上に細心の注意が必要となります。

不要不急の帰省や旅行など、緊急事態宣言が発令されている地域との往来は、感染拡大防止の観点から自粛願いますとともに、その他の地域であっても、感染が拡大している地域との往来は、慎重に判断するようお願いします。

「緊急事態宣言」の対象地域では、夜間の不要不急の外出自粛や飲食店などへ営業時間の短縮措置などが実施されます。本市がそのような事態に至らないためにも、基本的な感染対策に加え、飲食店を利用する際の消毒やこまめな手洗いの励行、飲食以外のマスク着用といった感染拡大防止対策の徹底、また事業者の皆様は業種ごとのガイドラインを確実に実践し、盛岡市がひとつになって、わたしたちの命と生活を守り抜いていくことを切にお願いします。

本市においても、この感染拡大の波を一日も早く抑え込むため、「緊急事態宣言」の発令を機に、今一度、気を引き締め、社会全体が一体感を持って取り組むよう、市民の皆様一人ひとりのご理解、ご協力をお願いします。

令和3年1月8日

盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（盛岡市長） 谷 藤 裕 明